

阿久根市選挙管理委員会告示第31号

阿久根市議会議員及び阿久根市長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する規程を次のように定める。

令和8年10月1日

阿久根市選挙管理委員会委員長 芝 越 博 美

阿久根市議会議員及び阿久根市長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、阿久根市議会議員及び阿久根市長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例（令和8年阿久根市条例第20号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の意義は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号。以下「法」という。）及び条例において使用する用語の例による。

（投票の電磁的記録媒体に記録された投票の他の電磁的記録媒体への複写）

第3条 法第10条第1項の規定による複写は、選挙人の投票が、投票の電磁的記録媒体に記録された後、直ちに他の一の電磁的記録媒体に行わなければならない。

（公職の候補者が死亡した場合等における通知）

第4条 阿久根市選挙管理委員会は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令（平成14年政令第19号）第7条第1項又は第3

項の規定により死亡し、届出を却下され、又は公職の候補者たることを辞したものとみなされた者に関する表示を消除せずに電磁的記録式投票機をそのまま使用させる場合においては、その旨を投票管理者及び開票管理者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により選挙の開票の事務を選挙会の事務に併せて行う場合にあっては、選挙長）に通知しなければならない。

（掲示の抹消等）

第5条 公職選挙法第175条第1項又は第2項の規定による阿久根市議会議員又は阿久根市長の選挙に係る候補者の氏名等の掲示を行った後、公職の候補者が死亡した場合、同法第86条の4第9項の規定により届出を却下した場合又は同法第91条第2項若しくは第103条第4項の規定により公職の候補者たることを辞したものとみなされた場合は、直ちに掲示中の当該公職の候補者に関する部分を抹消するものとする。

2 前項の規定による抹消は、抹消に係る公職の候補者に関する部分に2本の朱線又は黒線を引くことにより行うものとする。

附 則

1 この規程は、告示の日から施行する。

2 この規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を告示される阿久根市議会議員又は阿久根市長の選挙について適用する。